

(本人保存用)

## 相談支援従事者現任研修受講年度の確認票

相談支援専門員として業務を継続するには、初任者研修を修了した翌年度から5年度毎に現任研修を受講する必要があります。  
あなたが現任研修を受講しなくてはならない時期をこの票で確認してください。

### 【確認票記入の手順】

- まず、あなたの相談支援従事者初任者研修の修了証書にある**年度と発行者名**（埼玉県知事等）を、「起点 初任者研修」に記入します。
- 続いて、「起点 初任者研修」の次の**年度**を「第1期間 現任研修」の①に記入し、「第2期間」⑤まで順次記入します。
- すでに現任研修を修了している方は、それぞれの修了証書にある**年度**を○で囲み、**発行者名**を記入します。
- あなたが今後、現任研修を受講する時期を確認してください。

起点 初任者研修	第1期間 現任研修					第2期間 現任研修				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
発行者名：	発行者名：					発行者名：				

### 【注意】

- 第1期間・第2期間のそれぞれの期間毎に1度受講しないと、相談支援専門員の資格が失効します。
- 令和2年度中、令和3年度中に現任研修の受講が必要であった方のうち、別紙2「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援従事者現任研修の臨時的な取扱いについて」の対象者に当たる方はお申込みいただけます。
- 相談支援専門員の資格が失効している方は、現任研修の対象ではありません。
- 1つの期間中に、複数回現任研修を修了しても、次の期間は改めて受講する必要があります。